

## 採銅所地域コミュニティ協議会規約

### (名称)

第1条 この会は、採銅所地域コミュニティ協議会（以下「協議会」という）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、地域住民や団体の参画と協働の推進を図りながら、自主的、自立的に地域課題の解決に向けた活動を行うこと及び地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 採銅所地域の課題解決に関する事業
- (2) 採銅所地域の地域コミュニティの活性化に関する事業
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業

### (活動範囲)

第4条 協議会の活動範囲は、概ね旧採銅所小学校区とする。ただし、他の組織と協力、連携して活動する場合はこの範囲ではない。

### (事務所)

第5条 協議会の事務所は、旧香春町立採銅所小学校（香春町大字採銅所6095）内に置く。

### (会員)

第6条 協議会の会員は次に掲げるとおりとする。

- (1) 採銅所地域に居住する住民
- (2) 採銅所地域で活動する行政区、団体
- (3) 採銅所地域に所在する事業所
- (4) その他会長が必要と認める者

### (役員)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

- (3) 事務局長 1名
  - (4) 部会長 各部会1名
  - (5) 会計 1名
  - (6) 監査 2名
- 2 前項の役員（部会長を除く）は、総会において選出する。
  - 3 役員の内兼任は妨げないものとする。ただし、会長と監査の内兼任は、除く。

（役員の内任期）

第8条 役員の内任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた時は、すみやかに、後内を選出し、その任期は前任者の残任期間とする。

（役員の内任務）

第9条 会長は、会を代表し、会務を統括し、会議及び総会を招集して議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、協議会の事務を総括する。
- 4 部会長は、協議会の運営を補佐する。
- 5 会計は、協議会の会計を掌握する。
- 6 監査は、協議会の会計事務を監査する。

（役員会）

第10条 役員会は、協議会の運営や部会の活動についての協議や報告等を行う。

（総会）

第11条 総会は、毎年度1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または、総会の構成員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会は、50名以上（委任状を含む）の会員の出席をもって成立する。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数となったときは議長の決するところによる。

（部会）

第12条 会長は、第3条に掲げる事項について、専門的継続的に協議又は調整

- を行うため、総会での承認を得て、部会の設置及び解散させることができる。
- 2 部会は、会長が指名する部会長及び部会長が指名する部会員をもって構成し、部会長及び副部会長を置く。
  - 3 部会長は、部会の中で選出し、会長が任命する。
  - 4 副部会長は、部会長が指名する。

(実行委員会)

- 第13条 会長は、イベント等の事業を行うため、役員会での承認を得て、実行委員会を置くことができる。
- 2 実行委員会は、会長が指名する委員及び趣旨に賛同する団体並びに地区内住民をもって構成し、委員長、副委員長を置く。
  - 3 委員長は会長が指名し、副委員長は委員長が指名する。

(広報委員会)

- 第14条 協議会の活動内容を地域住民に広く周知し、住民の協議会への協力並びに参画を促進するとともに、地域外へ地域情報を発信するため、広報委員会を置く。
- 2 広報委員は、次にあげる委員により構成する。
    - (1) 部会員 (各専門部会1名)
    - (2) その他、委員会が必要と認める者

(会計)

- 第15条 協議会の運営等に関する経費は、会費、補助金、委託料、及びその他の収入をもって充てる。
- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

- 第16条 この規約に定めるもののほか、会の運営に関し、必要な事項は会長が役員会の承認を得て決定する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和4年1月19日から施行する。